

●東洋大学社会福祉学会 第12回大会／2016年7月

【シンポジウム】

## 社会保障とワークライフバランスの交錯 ：社会保障法政策の観点から

東洋大学社会学部社会福祉学科  
伊奈川秀和

### 【要旨】

社会保障制度は、社会の実態に即して制度設計がなされるが、時として個人が制度を前提に就労やライフスタイルを調整・選択することが起きる。その点では、ワークライフバランスの観点からも、社会保障については、制度が有する個人の選択への影響を踏まえた中立的な制度設計が求められる。また、充足されないニーズが存在する場合には、その空隙を埋める形で各種制度との間で補完・代替が発生することにも留意する必要がある。

ところで、中立的な社会保障制度は、政府の日本再興戦略等の政策の柱ともなっているが、社会保障の原理原則と両立する形でこれを実現することが求められる。社会保障には、固有の論理が存在しているからである。特に問題となるのは、社会保障における個人・世帯単位の問題である。社会保険を例にとると、権利義務関係及び受益との関係で、個人・世帯単位の何れかに徹した場合には、抛出原理、応能負担原則等の原理原則との間で困難な問題を惹起することになる。

このほか、ライフサイクルとの関係で、各種制度が重層的にワークライフバランスを支えることから、充足されないニーズが発生しないよう制度の谷間や空隙を回避することが重要である。

【キーワード】 ワークライフバランス， 社会保障， 個人単位・世帯単位， 中立性， ライフサイクル

### 1. はじめに

制度と社会の関係性や相互作用は多様だが、一度制度が出来上がると、①社会が制度に歩み寄る

場合と、②制度が社会に歩み寄る場合の双方向での関係性が発生し得る。ただ実際には、各制度が①と②の両方の特徴を示し、両者は程度の違いであることの方が多いのかもしれない。何故なら、ある制度が法制度として構築され、そこに何らかの規範性がある以上は、社会が制度に歩み寄ることが求められる一方で、仮に制度が社会の現実を無視することになれば、立法事実という点で制度を基礎付ける規範の妥当性が失われることになるからである。その点を留保しつつも、大胆に述べれば、①の典型が戦後の婚姻等の民法（親族）制度であろうし、②の典型が現実のニーズへの対応が求められる社会保障制度であろう。

また、社会保障が扱うべき社会的リスク等に起因するニーズが存在する場合、それを放置することが社会的に許されないとするなら、社会保障を補完・代替する制度ないし社会実態が必然的に登場することになる。その場合には、社会との関係で社会保障制度同士又は他の制度との間には、補完・代替関係が発生する。例えば、年金制度なかりせば、それに代替する個人の貯蓄や親族扶養の比重が高かったであろう。また、労災保険による労災補償制度なかりせば、損害賠償（労災民訴）の役割は今より大きくなるであろう。

これらのことに照らしても、社会保障制度は、他の社会制度との関係も見据えながら、生存権保障を実現すべくニーズに的確に対応する必要性が高い分野の最たるものであることになる。この点は、社会保障とワークライフバランス（以下「WLB」という。）の関係にも妥当するであろう。そこで、ここでは、社会保障制度相互又は他制度との関係に焦点を当てた一般的な分析を行い、その上でWLBの観点から制度の在り方について、若干の考察を試みることにしたい。

## 2. 社会保障制度の代替・補完関係

### (1) 制度的な補完・代替関係

まず、制度設計上も関係性が意識されたケースである。

#### ① 児童扶養手当と母子福祉年金

国民年金の旧母子福祉年金（現在の遺族基礎年金）の対象が死別母子世帯であったのに対して、児童扶養手当は対象が保険事故概念になじまない離婚等による生別母子世帯であるという違いはあるが、所得保障の側面からは、両者の役割には共通性があり、代替・補完的である。

#### ② 特別児童扶養手当と障害福祉年金

特別児童扶養手当が社会手当であるのに対して、国民年金の旧障害福祉年金（現在の障害基礎年金）が社会保険立法であるという違いや、年齢による対象区分の違いはあるものの、障害関係給付である点では共通しており、代替・補完的な関係である。

### (2) 実際上の補完・代替関係

このような制度設計上の理由ではなく、事実上の問題として他の制度等との間で代替・補完関係が発生しているものが、社会保障の中にはある。

#### ① 生活保護と年金

無拠出で最後のセーフティネットである生活保護と拠出性の社会保険である老齢基礎年金の水準論が話題になるように、両者は制度の趣旨・目的や論理を異にするとはいえ、両者の間には、実際上の代替・補完関係が存在する。

#### ② 児童手当と家族手当

社会手当としての児童手当と賃金（労働の対価）としての家族手当は、法的性格は異なるが、所得や家計に影響を与える点では共通である。

#### ③ 病院と特別養護老人ホーム

医療施設である病院（療養病床等）と福祉施設である特別養護老人ホームとは、施設の生い立ちを異にするが、高齢化の中で登場した老人病院（特別許可老人病院等）の歴史に代表されるように、病院が特別養護老人ホームの代替・補完をしてきた面がある。

#### ④ 施設と在宅

福祉・医療における施設中心主義から地域重視

の地域福祉、在宅や地域包括ケア等への移行にみられるように、施設と在宅サービスは密接な関連を有している。

### (3) ニーズの充足

以上のような補完・代替関係故に意識的かどうかは兎も角として、社会保障制度が創設目的とは異なる想定外の影響・効果を生じさせることは、外国でも見られる。

例えば、フランスの旧第三者補償手当（ACTP）は、元来、第三者の介護を要する障害者向けの給付であったが、受給に関する年齢要件がない関係で多くの要介護高齢者が同手当を受給することになり、これが介護給付制度創設に向けた改革の引き金となった（原田2007）。

ニーズがあれば、受け皿となり得る制度にそのニーズが流れ込むことは、洋の東西を問わない。社会経済の変化と制度との間にギャップ（空隙）があれば、どこかに充足されないニーズが流れ込むわけである。そして、増大するニーズに既存の制度が対応しきれなくなると、制度のパラダイム転換が起きることになる。その点をWLBの観点から考察してみたい。

## 3. ワークライフバランスのパラダイム

### (1) WLBとは

ここでWLBの意義を確認しておく。

平成19年12月18日の「官民トップ会議」策定「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、WLBと関係する「仕事と生活の調和が実現した社会」を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義している<sup>1)</sup>。

この定義から浮かび上がる重要点は、WLBが①人の子育て期、中高年期といったライフサイクルに関わる問題であること、②多様な制度と接点を有する問題であることである。

さらに①の関連で言えば、WLBは、子育てのみならず介護等の問題とも関わる問題である。この

ことは、介護離職問題を想起すれば、容易に理解できるであろう。また、②の関係では、WLBは、少子化や子ども・子育て支援対策、労働法制、男女共同参画等とも関係してくることになる。このことは、次の各法令にもWLB関連の規定が埋め込まれていることから首肯できる。

#### ① 少子化社会対策基本法（10条）

雇用環境の整備に関して「充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう」と規定する。

#### ② 次世代育成支援対策推進法（5条）

事業主の責務に関して「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう」と規定する。

#### ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（4条）

事業主の責務に関して「労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」と規定する。

これら規定のインプリケーションとしては、WLBが実現する社会は、子どもを産み育てやすく、女性が職業生活において活躍できる社会でもあることが指摘できる。逆にいえば、子育て支援、男女共通規制等は、男性にとっても働きやすい社会の構築につながることになる。

### （2）WLBの射程

このようにWLBの実現には、就労、福祉等の社会保障、教育など多様な分野を包含する取組みが求められる。また、取り組むべき主体も、国のみならず地方公共団体、経済界・労働界（労使）、民間団体など広範なステークホルダーに及ぶ。

社会保障との関係では、「働き方に中立的な税・社会保障制度の在り方を検討する」ことが仕事と生活の調和推進のための行動指針に盛り込まれている。この中立的という命題を冒頭の分類①に即して言えば、「社会」の構成員が社会保障「制度」に合うようなライフスタイルや就労を選択するような影響を排除することを意味する。これを労働法制との関係でみると、育児・介護休業、均等法等の両立支援策の効果を社会保障法制が減殺しないようにすべきことになる。

### （3）中立的な社会保障制度

この中立性に関わる典型的問題としては、税の103万円の壁と並んで社会保険の130万円の壁が夙に有名である。実際、この就労に関わる問題は『日本再興戦略 改訂2014 ー未来への挑戦ー』（平成26年6月24日閣議決定）の「①働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」にも盛り込まれている<sup>2)</sup>。さらに再興戦略の中では、「3つのアクションプラン」「2. 雇用制度改革・人材力の強化」「(3) 新たに講ずべき具体的施策」の柱に『働き方改革』が盛り込まれた。その場合の取組みとしては、働き過ぎ防止のための取組強化、フレックスタイム制の見直し等が規定されている。この改革の流れは、翌年の「日本再興戦略」改訂2015にも継承されており、WLBの実現にとって働き方改革が重要視されていることがここに見て取れる。

さて、このうちの社会保険の適用拡大については、法改正が行われ、平成28年10月から短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が実施された<sup>3)</sup>。しかし、社会保障制度の中立性の問題は、パート適用の問題に限られない構造上の問題を孕んでおり、次にその点を検討する。

## 4. 社会保障の構造問題

### （1）社会保障の世帯モデル

社会保障は、一定のライフサイクルとその世帯モデルを前提又は念頭に制度設計される場合が多い。冒頭の分類で言えば②であり、社会保障「制度」から「社会」の実態に歩み寄ることになる。さもないければ、上述のように充足されないニーズの空隙を埋める補完・代替制度等が必然化する。

例えば、ライフサイクル上の就労から退職への移行に関わる老齢年金の場合、仮に生涯現役社会となれば、当然制度設計も影響されることになる。また、世帯モデルという点では、モデル年金は片働きの夫婦世帯を前提としており、生活保護は夫婦・子供1人の3人世帯が標準世帯である<sup>4)</sup>。このため、女性の働き方や子どもの数等によってモデルの妥当性は影響を受けることになり、社会保障は現実社会に歩み寄ることになる。

(2) 世帯単位と個人単位

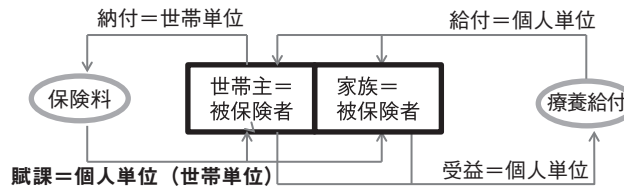
世帯単位と個人単位の議論は、主として年金問題、特に女性の年金との関係で議論されてきた<sup>5)</sup>。しかも、適用・徴収・給付等の一連の過程から成る社会保険の一部分を捉えて論じられる嫌いがなきにしもあらずであった。例えば、第三号被保険者問題を考える場合には、医療も含めた被用者保険という枠組み、あるいは「拠出なければ給付なし」という原理・原則を基礎年金拠出金制度に絡ませることにより乗り越えていることも含めたホーリスティックな眼差しが重要となる<sup>6)</sup>。

さらに、個人・世帯単位の問題は年金を超えた射程を有しており、拠出金等の制度も含めて考えた場合、社会保険の権利義務関係の局面ごとに個人・世帯単位の性格付けも異なってくることから、一刀両断に性格付けすることは難しいように思われる。そこで本稿では、給付と負担の牽連性、更に給付とも関係するが権利義務とは分けて考えるべき受益の観点から、現行制度を世帯又は個人単位という切り口で分析・整理することにしたい【図1参照】。

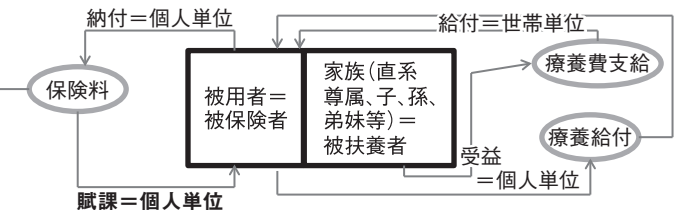
図1. 社会保障の権利義務と受益

1. 医療保険

①国保

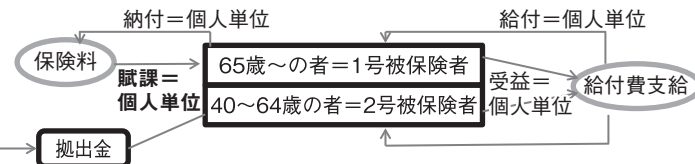


②被用者保険



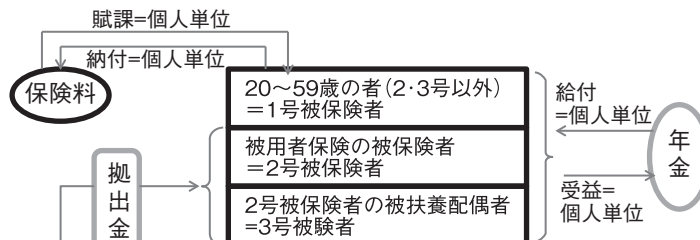
\* 「弟妹」は、公的年金制度基盤強化法の施行以降は「兄弟姉妹」

2. 介護保険



3. 年金

①国年



②厚年



4. その他

○年金特別会(子ども子育て勘定)への事業主拠出(28年度0.2%)⇒両立支援事業への投入

### ① 医療保険

国民健康保険（以下「国保」という。）は、各世帯構成員が被保険者であり、給付に関して受給権者かつ受益者となる。その点では、個人単位である。しかし、保険料（応益割）について、均等割のように個人単位の部分もある一方で、平等割のように世帯単位のものがあり、更に世帯主（擬制世帯主も含む。）に納付義務がかかる限りにおいては、世帯単位の性格が強い<sup>7)</sup>。これに対して、被用者保険の場合には、保険料の納付義務を負う被保険者は被用者本人にとどまり、被扶養者である配偶者等への給付も「家族療養費」という形で支給の受給権者は被保険者となっていることから、権利義務の当事者は被保険者であり、その限りでは個人単位である<sup>8)</sup>。つまり、比喩的に言えば、被扶養者は被保険者の背後にあって、権利義務の主体としては登場しないことになる。ただし、現金給付の現物給付化により療養費の支給という形態をとりながらも、受益は被扶養者に及ぶことから、受益に関しては、世帯単位となるとも言える。

いわゆる独立型により制度設計された後期高齢者医療制度の拠出金の場合には、医療保険各制度の被保険者は、権利義務の当事者でないにしても、保険料への反映という形で負担の転嫁が帰着する。その点では、間接的には拠出者であっても、後期高齢者医療制度の受給者ではないことから、上記の点以外に受益性が希薄化することが特徴に加わる。また、拠出金の算定上被扶養者も加入者に算入されることから、世帯単位の色彩を帯びるが、負担者は被保険者に限定される（被保険者全体で負担することになる）。

これに対して、後期高齢者医療制度自体については、後期高齢者本人が被保険者であり、給付に関して受給権者かつ受益者となる。その点では、国保と同様に個人単位であるが、世帯主・配偶者が連帯納付義務者となる限りでは世帯単位の色彩も有する<sup>9)</sup>。

### ② 介護保険

65歳以上の第1号被保険者は、適用・賦課徴収・給付等を通じて権利義務の主体であり、給付と負担及び受益面で個人単位の制度である。ただし、世帯主・配偶者にも連帯納付義務がかかっている

限りでは、世帯単位の色彩も帯びる。これに対して、40歳から64歳の第2号被保険者の場合には、給付面は個人単位であるのに対して、負担面となると、各医療保険者が徴収した介護保険料を介護納付金の形で拠出し、市町村等の保険者に交付金の形で交付されることから、各医療保険の保険料制度が負担の性格付けに反映することになる。すなわち、国保であれば世帯単位であり、被用者保険であれば個人単位となる。なお、受益という点では、第2号被保険者の給付は加齢に伴う要介護事由に限定されるが、拠出を介した負担と給付の牽連性及び受益との関係性は一定程度確保されている。

### ③ 年金

国民年金（以下「国年」という。）の基礎年金は、各制度からの基礎年金拠出金によって賄われる。このうち第1号被保険者の保険料は、個人単位であるが、世帯主・配偶者は連帯納付義務者となっており、また、保険料免除基準には扶養親族数が考慮されることから世帯単位の色彩がある。これに対して、被用者年金の場合、給付に関して被用者本人（第2号被保険者）のみならず被扶養配偶者（第3号被保険者）も権利主体として位置付けられているが、拠出の義務主体は第2号被保険者のみであり、拠出と給付との牽連性が遮断されている<sup>10)</sup>。つまり、被用者医療保険において、被扶養者の権利主体性が欠けていることと比較すると、第3号被保険者の給付の権利性は強いことになる<sup>11)</sup>。

### (3) 考察

これらを整理すると、社会保険の権利義務関係と受益は一致するとは限らず、拠出と給付の牽連性が切断される場合が存在することになる。更にこれに世帯概念や拠出金制度が絡み合うことで、法的関係は、複雑化する。すなわち、

- a. 国保、国年の第1号被保険者、後期高齢者医療の被保険者及び介護保険の第1号被保険者の場合には、原則として個人単位で権利義務関係と受益が一致するが、保険料徴収に関しては、国保の世帯主、国年、後期高齢者医療及び介護保険の連帯納付義務者の形で世帯概念が混じる。
- b. 被用者保険の場合には、被用者に権利義務関係が寄せられていることから乖離は生じないが、

医療保険の被扶養者及び国年の第3号被保険者のように、それぞれ被扶養者の受益が権利義務関係から、また国年の第3号被保険者の受給権が義務関係から遮断されるという事象が発生する。また、世帯という点では、医療保険の被扶養者及び国年の第3号被保険者のように、受益の範囲から見ると世帯単位となり、個人単位が貫徹しない状況が生じる。

c. 拠出金の場合には、権利義務関係と受益との関係が問題となるが、介護保険のように受益性が直接的な場合と後期高齢者医療制度のように間接的な場合とがある。

以上からのインプリケーションとしては、仮に個人単位を徹底するのであれば、所得がない被扶養者、第3号被保険者等も給付の権利主体と同時に拠出の義務主体に位置付けるべきことになる。ただし、その場合にも、負担能力を欠くため、世帯主又は配偶者に連帯納付義務等を課す必要が生じることになる。さらに、被用者保険の枠組みの中で被用者本人以外を被保険者とし、事業主負担も含め負担を求めることができるのかといった理論上の問題や、「負担は能力に応じて、給付はニーズに応じて」という考えた適合的かという問題も惹起することになる。

#### (4) 小括

以上をまとめるなら、個人単位と世帯単位の原則の問題は、権利を個人単位に、義務を世帯単位で設計することにより、権利と義務で主体が乖離する事態が顕著に発生する一方、義務及び権利の主体について、何れかの原則に徹頭徹尾依拠した場合には、理論上又は財政上の解決困難な問題を惹起することになる。また、権利性と受益性のいずれを重視するかによっても制度の姿は異なってくる。典型的には、権利義務関係のうち権利性を追求したのが第3号被保険者制度であり、権利義務関係とは切り離し受益性に徹したのが被用者保険の被扶養者ということになる。この場合にも、義務→権利→受益という関係性の中で、何れかを切り離したときに問題が生ずることになる。

従って、世帯・個人単位の議論は、権利義務と受益の関係性の中で論理と現実の何れを重視するかによって判断が分かれる問題を内包していること

になる。この点、WLBを押し進め、皆が等しく働き活躍できる社会を構築するならば、結果的にではあるが、世帯単位・個人単位を巡る困難な問題が現実的に解決される可能性がある。

また、育児休業期間中の保険料免除分の年金給付への反映のように、財源上の当該欠損分が第2号被保険者全体の保険料で負担されていることに照らすなら、職域連帯のような連帯を絡ませることによる解決方法もあるのかもしれない。

## 5. 社会保障制度の錯綜

### (1) ライフサイクルを巡るニーズの錯綜

ライフサイクルに即して考えると、社会保障には、児童福祉や高齢者福祉のように年齢的射程を有する制度と、障害等のように年齢を問わない制度がある。しかし、①年齢的射程を有する制度とそうでない制度のニーズが重なり合うとき、あるいは②年齢的射程を有する制度の間に空隙が生じるとき、社会保障のニーズの充足を巡る問題が発生する。例えば、障害児における保育ニーズへの対応や高齢障害者における介護ニーズの扱いを巡って発生する制度間の調整や空白・谷間の問題である。

### (2) WLBと社会保障ニーズへの対応

WLBに関するニーズの充足を考える上でも、このような制度間調整や空隙の問題は無縁ではない。例えば、以下のような事象である。

- ① 子育てへの対応に関して、育児休業、保育、学校低学年の学童保育、小学校高学年の学童保育、中学校以降の学習支援等の間には連続性がある。
- ② 就労から退職への移行に関して、定年と年金支給年齢との間には密接な関係がある。

これを敷衍するなら、①の場合、

- a. 育児休業後の復職又は保育所入所が円滑に行わなければ、育児休業の取得にも影響を与える。
- b. 学童保育の定員及び利用時間が十分確保できなければ、小一の壁と言われるように保育所よりも小学校入学後に就労継続に支障を来す。さらに、対象年齢も引上げ前は、小三の壁と言われるような高学年の小学生の学童保育ニーズに空白が生じ

ていた。

c. 中学生以上になると、子どもの貧困問題が重なり合うことにより、学習支援（加えて子ども食堂等）のニーズが高まる。

また、②の場合であれば、

d. 退職と年金支給開始年齢との隙間がある場合には、退職後の生活や働き方の問題が生じることになる。

このようにライフサイクルを通じて、働くこととから発生する社会保障のニーズに如何に対応するかが重要となる。逆に言えば、働き方改革により労働時間、休暇等の労働条件が変われば、社会保障ニーズも変化することになる。

確かに延長保育や夜間保育等のニーズを考える場合には、働き方の影響が大きいであろう。ただし、この場合にも、社会保障については、制度が現実に歩み寄るといふ側面が大きいことには留意する必要がある。

これに対して、定年と年金支給開始年齢の場合には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の過去の改正に照らすなら、現実が同法を通じて年金支給開始年齢に歩み寄るといふことで、両者の関係性が逆転する。

### （3）小活

以上の分析からの示唆としては、

a. 現実のニーズへの対応という点で、社会保障各制度の間に谷間や空隙を作らず、充足されないニーズを発生させないこと、

b. 制度と社会との関係性について、社会保障が社会に歩み寄るのが基本形だとしても、場合によれば逆の流れも必要となることである。

仮に充足されないニーズ（unmet needs）があれば、ニーズが消えてなくなる限りは、何らかの迂回路を求める動きは避けられない。このことは、過去、措置制度の下での施設中心主義の高齢者福祉において、介護ニーズへの対応が十分でなく、老人病院等の医療による福祉ニーズの代替が起き、現在の介護療養型医療施設問題にまで影響していることを想起するなら理解できよう。

## 6. まとめ

以上、社会保障の立場からWLBに係る幾つかの論点を検討した。重要な点は、社会保障のニーズの充足を巡っては、社会保険等の各社会保障制度固有の論理枠組みがあり、一つの論理を貫徹しようとするとき、充足されないニーズや現実的な不都合が起きないようにすることである。そのため、時には論理貫徹性と現実適合性との間に一定程度の妥協が必要な場合もあろう。このことは、WLBにおいても妥当する。

今後の人口減少を展望するとき、高齢者や女性が重要な労働力となり得る存在であり、WLBの実現なくして、社会の活力を維持することは難しいであろう。それ故、WLBの観点からも社会保障制度に期待される役割には大きいものがあると考えられる。

### 【注】

1) ILOの「1981年の家族的責任を有する労働者条約」（第156号）は、「できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする」ことを規定している。

2) 「社会保障制度については、①正社員等を夫に持つ女性の収入が130万円を超えた場合には、3号被保険者の資格を失い、社会保険料負担が発生し手取り収入が減少する逆転現象が生じるため、妻が働く時間を抑制する実態がある、②雇用主側としても労働時間が一定水準を超えると社会保険料負担が発生するため、就業時間を調整させる実態がある、③3号被保険者制度は自営業者等の妻や独身女性との関係で不公平である、との指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。」とされた。

- 3) 平成28年10月からの被用者保険の適用拡大により、年収106万円以上で週20時間以上・勤務期間1年以上見込み、学生以外、従業員 501人以上の事業所に該当する場合には、健康保険及び厚生年金への加入義務が発生している。その点では、「106万円」の壁ができたことになる。
- 4) 標準世帯は、生活保護基準を分かりやすく説明するだけでなく、生活扶助基準改定の際に改定率を乗ずる基軸となる世帯として利用される。標準世帯は、1950年当時は「標準5人世帯 (64歳男, 35歳女, 9歳男, 5歳女, 1歳男)」であったが、1961年から「標準4人世帯 (35歳男, 30歳女, 9歳男, 4歳女)」となり、1986年以降は、「標準3人世帯 (33歳、29歳、4歳)」となっている。
- 5) 衣笠2012は、女性の年金をはじめとする社会保険の世帯単位の問題を女性の観点から論じている。
- 6) この点を敷衍するならば、拠出金制度であることにより、個人レベルでの拠出と給付の牽連性が遮断され、厚生年金の被保険者はあくまでも被用者本人にとどまることから第三号被保険者の保険料拠出が問われないと同時に、第三号被保険者分の負担を第二号被保険者が分担することの可否は、拠出金における受益性の問題に止まることになる。拠出金の牽連性の問題は、伊奈川2015: 159-167で論じている。
- 7) 高額療養費制度等の場合には、世帯合算制度があり、限度額区分に世帯の所得水準が判断要素に入ることから世帯単位の色彩を帯びる。
- 8) 中益2015: 105, 107, 109の場合は、世帯単位と個人単位の問題を医療保険に特化して論じる中で、健康保険制度を適用・給付・費用負担の面で世帯単位と性格付けている。
- 9) 後期高齢者医療の場合には、保険料、一部負担及び高額療養費に関して負担軽減措置が存在しており、それらの基準は世帯の所得が考慮されることから、世帯単位の色彩を帯びる。
- 10) 第3号被保険者に係る基礎年金拠出金は、第2号被保険者が各制度内で報酬に応じて負担する構造である。考えてみると、後期高齢者支援金、介護納付金等の拠出も、加入者である被扶養者も含めて賦課されることから、被用者は被用者

保険全体又は各制度内で報酬に応じて負担する構造である点では類似する。

- 11) 年金の場合には、遺族年金のように被保険者以外が権利主体となり、拠出と給付の牽連性が遮断される給付がある。社会保険を拠出原則・必要原則、応能負担・応益負担等の観点で見た場合、遺族年金 (障害年金) は拠出原則よりも必要原則が優越する制度ということになる (江口2006: 622-623頁)。

### 【参考文献】

- 伊奈川秀和 (2015) 『社会保障法における連帯概念』 信山社
- 江口隆裕 (2006) 「社会保険料と租税に関する一考察 —社会保険の対価性を中心として—」『筑波大学法科大学院創設記念・企業法学専攻創設15周年記念 融合する法律学 下巻』 信山社
- 衣笠葉子 (2012) 「女性と社会保険」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法1 これからの医療と年金』 法律文化社、49-69
- 中益陽子 (2015) 「医療保険における個人と世帯・家族」『社会保障法研究』 5、103-120
- 原田啓一郎 (2007) 「フランスの高齢者介護制度の展開と課題」『海外社会保障研究』 161、26-36